

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年8月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市御津星原資源利活用施設		
② 施設種別	産業振興施設 [小分類] その他（農村集落活性化施設）		
③ 担当課名	産業観光局農林水産課（御津支所産業建設課）		
④ 開設年月日	平成14年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区御津紙工1435-1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	1,363m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	木造平屋建/80.84m <sup>2</sup>	
	建設費(単位:千円)	39,078	
	施設内容	御津星原地区で使用されていた水車小屋を復元し、水車小屋を地域のシンボルとして、市民が昔ながらの米つきやそば粉挽きなどを体験することができる。 主要施設: 水車小屋、共同作業場、会議室	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名]
③ 条例に規定された設置目的	地域特産物の普及、都市と農村住民との交流の促進を通じ、地域農林業の発展と農村社会の健全な形成を図る
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・昔ながらの米つきやそば粉挽きなどを体験、学習することで農業への理解を深め、地域農業の振興を図る。 ・高齢化や過疎化が進む中で、地域住民が気軽に集える行事や集会などを行い、コミュニティ活動の活性化を図る。
⑤ 設置目的等の達成状況	地域住民の集会、獅子舞保存会の練習等、地域活性化の拠点施設として利用されている。 また、水車でそば粉挽き体験等も計画されており、都市住民との交流の促進も図られている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状況

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)				
② 開館日	申込により随時開館				
③ 開館時間	申込により随時開館				
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数	利用回数	平均人数	
	令和3年度	34人	5回	6.8人	
	令和4年度	135人	28回	4.8人	
	令和5年度	221人	38回	5.8人	
⑤ 主な利用者	地元住民				
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	水車等、施設に故障が生じたら随時修繕				

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	1	1	1	1	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		1	1	1	1	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	83	83	83	83
		補助金等	0	0	0	0
	小計		83	83	83	83
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		83	83	83	83
収支差額		-82	-82	-82	-82	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	8	8	2	6
	指定管理料	83	83	83	83
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	35	35	26	32
収入合計		126	126	111	121
支出	管理運営費	126	126	111	121
	事業費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
支出合計		126	126	111	121
収支差額		0	0	0	0

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査（対象外）
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり ・昔ながらの米つきやそば粉挽きなどを体験、学習することで農業への理解を深め、地域農業の振興を図る。 ・高齢化や過疎化が進む中で、地域住民が気軽に集える行事や集会などを行い、コミュニティ活動の活性化を図る。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 当該施設の設置目的が地域農業の振興とコミュニティ活動の活性化を図る点にあり、施設の管理を継続的に安定して履行することが可能な地域の住民組織があるため。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募 現行の現行の指定管理者である「星原農家水利組合」は、地域の農家等を中心に構成されている組織である。地域農業の振興とコミュニティ活動の活性化を図るという施設の設置目的に沿って、施設の管理を継続的、安定的に履行することができるのは、地域の状況を最もよく熟知している当該組織が唯一の団体であると考えられる。
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)